

消費税総額表示

税理士
須藤 直美



令和3年4月1日より、消費税の価格表示が総額表示になります。

消費税の価格表示を気にされている方は、少ないと思いますが、実は今までは、下記のような表示方法でもOKとなっていました！

■ 総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税抜)

9,800円(本体価格)

9,800円+税

※ 平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になります。

この表示方法だと、最終の支払い額を自分の頭の中で計算しなければいけないですよ(^_^;

しかし、令和3年4月1日からは、消費税込みの価格が明瞭に表示されていなければならなくなり、下記のような表示方法が義務付けられます。



◇ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円

10,780円(税込)

10,780円(うち税980円)

10,780円(税抜価格9,800円)

10,780円(税抜価格9,800円、税980円)

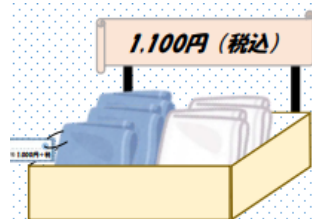
9,800円(税込10,780円)

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

「総額表示」の義務付けは、消費者に対して商品やサービスを販売する課税事業者が行う価格表示を対象とするもので、それがどのような表示媒体によるものであるかは問われていません。具体例は・・・

- ・ 値札、商品陳列棚、店内表示、商品カタログ等への価格表示
- ・ 商品のパッケージなどへ印字、あるいは貼付した価格表示
- ・ 新聞折込広告、ダイレクトメールなどにより配布するチラシ
- ・ 新聞、雑誌、テレビ、インターネットホームページ、電子メールの媒体を利用した広告

などです。



該当事業者になる方はご注意ください、そうでない方は表示方法に注目してみてください(^_^♪



小澤事務所のスタッフによる

徒然日記

小澤事務所ホームページにて、更新中のスタッフブログ『徒然日記』所長に「はよ書きや～、面白いこと」と、ハッパをかけられ、苦しみながら書いた記事の中からの抜粋☆ 随時更新中です！ぜひアクセスしてみてください！

小澤事務所

2021年2月ですよ～w(” “)wオオー！

2/15の日記より

今年は丑年だねえ～🐮なんて言ってるうちに!! もう2月だあー!!

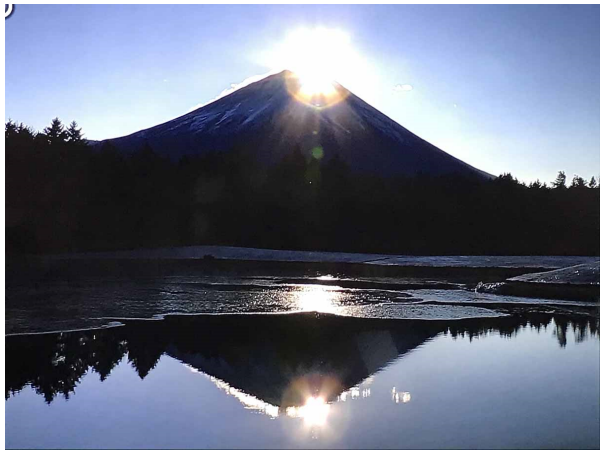
確定申告の時期でっせ～!! w(°)w 材!

速い月日が経ちますねえ🐼👉

コロナ禍の中で会社（在宅勤務もしながら）内では皆さん対応をしております！

ちょこっとだけ年始の話もさせてくださいね🎵

テレビからの初日の出を観て💡今年は本当に良い年になって欲しいと願った瞬間です🐼❤



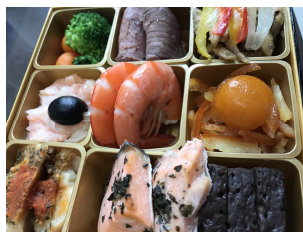
初めてのお節料理を宅急便で頼みました👉

（子供たちも孫たちにも今年は来ないように言ったから🐼)

そうです『ふるさと納税』

です🎁

めちゃ堪能させていただきましたよ👉🍷🍷🍷🍷



📍滋賀県湖北の大雪状況の写真ですよ📷📷📷

同じ滋賀県ながら……草津市とは全く違って🐼👉

↓GOTO EAT 滋賀県の食事券をぜ～んぶ利用させていただきました🎵

自粛して家の中で食事🍱をデリバリーして楽しませていただきました🍷🍷🍷🍷🍷🍷🍷🍷🍷🍷



コロナ禍でも楽しみながらの生活を送れることを探しつつ🐼 毎日を送ろうと思えます❤

キャラクターにも癒されつつ🐼🐼🐼 (特にスヌーピー🐼なんですけどね🐼🎵🎵🎵)

幸せ気分で生活しようっ!!

❤ F でした 🐼❤

今月のあなたの運勢

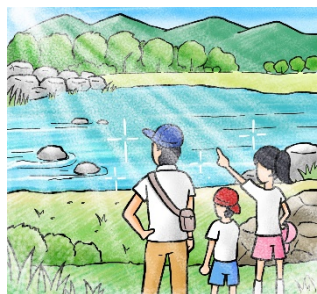
鑑定：妙慎

A型	B型	O型	AB型
意欲も気力も十分な今月はチャンスも多く、色々なことに挑戦できるようです。家族に目を向けるとさらに吉!	心身の疲れを癒してリフレッシュするのに良い運勢。近くの旅行などでストレス解消をはかるとよいでしょう。	大きな変化を感じる運勢。コミュニケーション力もUPするので誠実さをアピールすれば協力者を得られます。	物事に好転の兆しが見える運勢のようです。足元を固めながら進むことで発展への糸口が見つけられそうです!

365日 が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

今月の商売のヒント:【過去に学び、自然に学び、人に学ぶ】

10年前の2011年は「水」の年だといわれました。世界各地で水害が相次ぎ、日本では甚大な震災による大津波が、尊い命や人々の生活や大事な思い出を奪っていきました。水にまつわる悲しい出来事が多かった一方、夢のある「水」の話題もありました。アメリカ航空宇宙局(NASA)によれば、太陽系以外で約1200個の惑星候補が発見され、そのうち54個には生命に欠かせない水が存在する可能性があるとのことでした。水と空気のある地球は「奇跡の星」と呼ばれますが、奇跡の星がほかにもあるかもしれないと話題になった記憶があります。命を育む一方で命を奪っていく水。水に感謝しても、水を恨んでも、水はただ水としてそこにあるだけです。それが現実というものであり、あるがままの現実を受け入れることで私たちは自然と共生していけるのでしょうか。「ゆく河の流れは絶えずして、しかももとの水にあらず」。川の水は絶えることがなく、しかも決して同じ水ではないという『方丈記』の冒頭の一節は、常に遷(うつ)り変わっていくこの世のはかなさを説いています。すべてのものは刻一刻と変化して、世の中は思い通りにいきません。それを重々承知の上でも、こんなはずではなかったと嘆きたくなることもあります。頭で分かっているのに心がついていかない。その時間のどれほど苦しいことでしょうか。



その苦しみから自分を解放するには現実を受け入れるしかありません。1994年に起こった松本サリン事件で一時、犯人扱いされた河野義行さんを覚えているでしょうか。本人は犯人と疑われ、奥さまはサリン被害で意識が戻らず、長い療養生活の末に亡くられました。それでも河野さんは言います。「現実が現実。与えられた人生を恨みの感情で生きるのは損。与えられた現実の中で最大限に生きる」。どうにもならない現実を肯定する勇気が私たちに気づきや想像力を与えてくれます。頑張っているのに何も変わらないと思うのは、ゆく河が止まって見えるのと同じこと。行動していれば物事は確実に進んでいきます。歩みを止めずに共に行きましょう。

今月のいろいろ「掲示板」



令和3年3月分保険料より
健康保険料率・介護保険料率に変更されます

給与:翌月控除 → 4月支給分より 当月控除 → 3月支給分より

新・健康保険料率

滋賀県:全額	97.8/1000	折半額	48.90/1000
京都府:全額	100.6/1000	折半額	50.30/1000
大阪府:全額	102.9/1000	折半額	51.45/1000
東京都:全額	98.4/1000	折半額	49.20/1000

3月賞与は
新料率で

新・介護保険料率 全国一律:全額 18.0/1000 折半額 9.0/1000

小澤事務所 〒525-0044 滋賀県草津市岡本町 843-3

電話: 077-563-9852 FAX: 077-563-9854 メール: ozawa.office@gmail.com

H P: <http://www.ozawajimusho.com> ブログ: <http://www.ozawajimusho.com/category/diary>

今年も小澤事務所では確定申告業務に全力で取り組んでおります。私は主に担当者の作成した決算書・申告書のチェックをしています。昨年のコロナ禍で売上を落とされた方、厳しい環境のなかでも順調に推移されている方、様々な決算書をチェックしながら皆様の置かれている状況を想像しています。この想像力を磨くことが会計職業人としての能力を高めることにつながると思っています。皆様のもとにも申告書の控えが届きましたら是非確認してみてください。所得税の基礎控除など改正が入っていて今年の申告は実はものすごく複雑でした。ご不明な点はお聞きください。複雑なので回答にも時間が少しかかる点、大目にみてもらえれば幸いです。

痛快! えだまめ君

画: さおり

一人でプレゼン大丈夫かしら？

ついに日暮もひとり立ちか…

がんばれよ

大丈夫！僕が作ったこのチェックリストがあれば完璧さ！

Excel

ああ、伊七の達人！

日暮君のひとり立ち当日

忘れちゃったみたいですね…

フムフム、なるほど…

し、失礼しました…

Excelアプリ

知っとこ! 「税務のマメ知識」

【税務署はタンス預金をお見通し?】

個人的な財産について、税務署はどの程度まで把握しているのだろうか。このような疑問を抱いたことはありませんか？不動産や預金、株などは法務局や銀行、証券会社に問い合わせれば容易に把握できますが、タンスの中の現金までは分からないだろうと思っている人は多いのではないのでしょうか。ところが、これがそうでもないのです。国税庁では適正かつ公平な税金の負担や、その徴収の実現のために申告書の收受や処理、納税者の管理、調査・指導、資料情報の収集や管理、税務に関する相談などといった一連の業務について「国税総合管理（KSK）システム」を使っています。これは全国の国税局と税務署をネットワークで結び、情報を一元的に管理するシステムです。私たちの収入や財産は、給与の源泉徴収票や毎年の確定申告により把握されているのです。例えば、ある家族に相続が発生した場合、被相続人（亡くなった人）の生前の収入からすると2億円ほどの財産があつてしかるべきだとKSKシステムが予想したのに対し、申告書には1億円と記載されていたとします。被相続人が生前に使ってしまったのか、またはタンス預金などで1億円ほど隠し持っているのか。



それを確かめるために税務調査官が出向いて真実を追求する流れとなります。悪いことはできない仕組みになっているようですね。

お知り合いの方で、税理士・司法書士・社労士をお探しの方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介ください

お困りの案件・相談したい案件がある、創業を目指されている方、相続対策、事業承継、顧問税理士・社労士を探している・・・など、身近でお困りの方がいらっしゃいましたら、小澤事務所をご紹介ください。個人の方、事業をされている方、業種問わず、無料でご相談に応じております。小澤事務所は、経験・実績とともに、チームでうかがう事により総合的に相談に応じます。是非、ご紹介ください。

